

高雄ゴルフクラブICカード利用規約

(目的)

第1条 高雄ゴルフクラブ(以下「当練習場」といいます。)において使用する高雄ゴルフクラブICカード(以下「カード」といいます。)については、本規約に則って取扱うものとし、カードの所持者(以下「利用者」といいます。)は、本規約に従ってカードを利用するものとし、

(登録)

第2条 カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用登録するものとし、

(カードの発行)

第3条 1 カードは申込者1名につき1枚を登録申込みと同時に発行し、申込者は当該カードの著名欄に著名するものとし、
2 カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸代することはできません。
3 前2項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責務を負うものとし、

(入金・利用)

第4条 1 カードをご利用の際は、あらかじめ利用金額をカードへ入金していただきます。
2 入金はフロントまたは、自動入金機をご利用ください。
3 入金残額・ポイントについては自動入金機により確認することができます。
4 いかなる場合も未使用残高の返金、ポイント等の換金はいたしません。(退会・死亡時も同様)退会時の未使用残高はビジターカードに書き換えてご使用頂けます。他人への残高譲渡を、本人様の委任状をお持ち頂いた場合のみ対応致します。
5 カードでの受付をされない場合(お忘れ・紛失など)はビジターでの受付となります。
6 プレミア額使用時はポイントは還元されません。

(カードの利用の停止・利用資格の喪失)

第5条 1 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知する事なく、カード利用を一時停止する措置をすることができます。
2 カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他練習場が必要と認めた場合、当練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとし、この場合、利用者は当練習場に直ちにカードの返却を行うものとし、

(カードの紛失、盗難)

第6条 カードを紛失し、または盗難にあった場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

(カードの再発行)

第7条 1 カードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合、本人確認のうえ、再発行手数料として550円を頂戴致します。なお、その際、以前のカードは無効となります。
2 カードのご利用可能残高は、電磁記録、センター保存の記録等を統合して推計します。但し、ポイントは全て失効となります。
3 ビジターカードは再発行できません。

(失効)

第8条 カードの最終ご利用日から1年が過ぎた場合、ポイントは失効します。

(登録事項の変更)

第9条 カードの利用者は住所、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場へ変更を届けるものとし、

(不慮の事故による損害)

第10条 天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害は、当練習場は責任を負いません。

(規約の改定)

第11条 1 本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。
2 当練習場は運営上の都合や損害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3 前2項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

(個人情報目的)

第12条 お客様からいただいた個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外には使用することはありません。
① 何らかの理由でお客様にご連絡を取る必要が生じた場合。
② 当練習場のイベント・サービス案内。
(お知らせ等の案内が不要な場合はお申込み時にお伝えください。)
③ 当練習場のサービス改善に関する統計データ作成。
④ カードの再発行時、利用者本人であることの確認。

(個人情報の提供について)

第13条 お客様からいただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。
① 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合。
② 施設内においての事故等により保険会社に提供する場合。

以上
2022年3月制定